

関連規則の整備等の概要について（非訟事件関係部分）

- 1 裁判官の分限事件手続規則（昭和 2 3 年最高裁判所規則第 6 号）
  - ・ 特別の定めのある場合を除き，その性質に反しない限り，非訟事件手続法及び非訟事件手続規則の規定を準用するものとする（ 7 条）
  
- 2 非訟事件手続法第 2 条第 3 項の地の指定に関する規則（昭和 2 3 年最高裁判所規則第 3 0 号）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続規則に設けられるため，規則を廃止する。
  
- 3 漁業法第 1 3 条第 2 項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則（昭和 2 6 年最高裁判所規則第 1 号）
  - ・ 引用する非訟事件手続法の法律番号を変更する（ 1 条）
  
- 4 民事調停規則（昭和 2 6 年最高裁判所規則第 8 号）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続法又は新民事調停法に定められたため，規定を削除する（ 4 条， 5 条， 7 条 1 項， 9 ないし 1 1 条， 1 2 条 1 項・ 2 項・ 5 項， 1 7 条， 2 1 ないし 2 3 条， 2 6 条， 2 6 条の 2 ）
  - ・ 規則の規定と反する内容の規律が非訟事件手続法で定められたため，規定を削除する（ 1 5 条）
  - ・ 非訟事件手続法又は新民事調停法で定められた規律との関係で，規定ぶりを修正する（ 2 条， 8 条 1 項・ 2 項， 2 4 条， 2 8 条 2 項）
  - ・ 非訟事件手続規則の規定を包括的に準用する（新設）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続規則に設けられるため，規定を削除する（ 3 条）
  - ・ 裁量移送又は自庁処理の裁判をするときの当事者の意見聴取に関する規律を設けるものとする（新設）
  - ・ 民事調停委員の除斥及び回避並びに民事調停官の除斥，忌避及び回避について，非訟事件手続規則と同様の規律を設けるものとする（新設）
  - ・ 非訟事件手続規則の規律に倣い，調停事件の手続の期日の調書の形式的記載事項，実質的記載事項に関する規律を設けるものとする（新設）
  - ・ 調停の申立ての取下げがあったときの通知に関する規律を設けるものとする（新設）

- 5 借地非訟事件手続規則（昭和42年最高裁判所規則第1号）
  - ・ 借地借家法の改正に伴い，趣旨規定を削除するとともに，規則全体の構成を改める（1条，全体）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続法，新借地借家法又は非訟事件手続規則に定められたため，規定を削除する（4条，4条の2，5条1～4項，6条1項・3項，7条1～3項・5項，8条，10条，11条，12条1項，14条，14条の2，16条1項・2項，17条1項，18条，19条，24条2項，26条，32条，33条，33条の2）
  - ・ 非訟事件手続法，新借地借家法又は非訟事件手続規則で定められた規律との関係で，規定ぶりを修正する（6条2項，15条，17条3項，34条）
  - ・ 同様の規律が新民事調停法に定められたため，規定を削除する（12条2項）
  - ・ 非訟事件手続法上の参加の申出又は参加の許可の申立てがされたときは，原則として，参加の申出又は参加の許可の申立ての書面を送付しなければならないものとする（新設）
  - ・ 新借地借家法43条1項の規定による参加についても，非訟事件手続法上の参加と同様の規律を定めるものとする（7条4項，新設）
  - ・ 申立ての変更がされたときは，原則として，変更申立書を送付しなければならないものとする（新設）
  - ・ 裁判所書記官に命じて行わせる事実の調査についての規律を設けるものとする（新設）
  - ・ 借地権設定者が介入権の申立てをしない旨を明らかにしたときについての規律を設けるものとする（22条1項）
  - ・ 申立ての取下げがあったときの通知に関する規律を設けるものとする（新設）
- 6 鑑定委員規則（昭和42年最高裁判所規則第4号）
  - ・ 新借地借家法の条文変更に伴う文言の修正（1条）
  - ・ 選任の不適合事由の列挙方法等についての修正（2条）
- 7 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則（昭和45年最高裁判所規則第6号）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続法に定められたため，規定を削除する（6条

- 1 項)
- ・ 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律により非訟事件手続法の規定を準用することとした手続に関して、非訟事件手続規則の規定を包括的に準用する（新設）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続規則に設けられるため、規定を削除する（6条2項6～8号）
- 8 民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）
- ・ 手数料の納付を必要とする申立ての根拠法条の変更に伴い、規定を修正する（4条，別表第2（2条の2関係））
  - ・ 民事訴訟費用法により非訟事件手続法の規定を準用することとした手続に関して、非訟事件手続規則の規定を包括的に準用する（新設）
- 9 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）
- ・ 欠格事由の列挙方法等についての修正とともに、「司法書士」「社会保険労務士」「歯科医師」の欠格事由を新たに追加（2条）
  - ・ 地方裁判所又は高等裁判所における調停事件の処理のため特に必要があるときは、その管轄区域内の簡易裁判所の民事調停委員に職務を行わせることができるものとする（5条）
- 10 特定調停手続規則（平成12年最高裁判所規則第2号）
- ・ 民事調停規則の条文変更に伴う文言の修正（5条）
- 11 専門委員規則（平成15年最高裁判所規則第20号）
- ・ 非訟事件手続法における専門委員の定義を受けた文言の修正（1条）
  - ・ 欠格事由の列挙方法等についての修正とともに、「司法書士」「社会保険労務士」「歯科医師」の欠格事由を新たに追加（2条）
- 12 労働審判規則（平成17年最高裁判所規則第2号）
- ・ 労働審判法の改正に伴い、引用する労働審判法の条文を変更する（3条）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続法又は新労働審判法に定められたため、規定を削除する（11条1項，23条1項，25条1項・2項，26条1項）
  - ・ 非訟事件手続規則の規定を包括的に準用する（新設）
  - ・ 同様の規律が非訟事件手続規則に設けられるため、規定を削除する（4条，6ないし8条，9条1項4号，16条1項7号，20条1項・2項・

3項7号・4項，34条2項)

- ・ 非訟事件手続規則に定められる規律との関係で，規定を修正ないし削除する(11条2項，12条，25条3項，26条2項，29条2項，32条)

#### 1.3 会社非訟事件等手続規則(平成18年最高裁判所規則第1号)

- ・ 同様の規律が非訟事件手続法，新会社法又は非訟事件手続規則に定められたため，規定を削除する(2条1項3号，3条2項，5条，7条，9条，41条，44条5項)
- ・ 前提となる現行非訟事件手続法の規律が改まったため，規定を削除する(8条)
- ・ 非訟事件手続規則に定められる規律との関係で，規定ぶりを修正する(2条2項，6条，11条，15条，18条，20条，34条)
- ・ 法870条2項各号の裁判について，申立書の写しや抗告状の写しの提出に関する規律を設けるものとする(新設)
- ・ 法870条2項各号の裁判について，参加の申出又は参加の許可の申立てがされたときは，原則として，参加の申出又は参加の許可の申立ての書面を送付しなければならないものとする(新設)
- ・ 法870条2項各号の裁判について，申立ての変更がされたときは，当事者，利害関係参加人及び同号に定める者に対して，原則として，変更申立書を送付しなければならないものとする(新設)
- ・ 法870条2項各号の裁判について，申立ての取下げがあったときは，同号に定める者に対しても通知するものとする(新設)

#### 1.4 一般社団法人等非訟事件手続規則(平成20年最高裁判所規則第9号)

- ・ 同様の規律が非訟事件手続法，新一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は非訟事件手続規則に定められたため，規定を削除する(2条1項3号・2項，3条2項，5条，7条)
- ・ 前提となる現行非訟事件手続法の規律が改まったため，規定を削除する(8条)
- ・ 非訟事件手続規則に定められる規律との関係で，規定ぶりを修正する(2条2項，6条，9条，11条，17条)

以上